

## 令和3年第1回五霞町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和3年3月17日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告・質疑・討論・採決  
日程第 2 閉会宣告及び議長挨拶  
日程第 3 町長挨拶  
日程第 4 閉会

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 意見書第 1 号 「新県道幸手-境線における交通安全施設と交通規制」  
を求める意見書

---

### 出席議員(9名)

1 番	小野寺 宗一郎 君	2 番	黛 丈夫 君
3 番	江 森 美佐雄 君	4 番	山 本 芳 秀 君
5 番	植 竹 美智雄 君	6 番	新 井 庫 君
8 番	宇 野 進 一 君	9 番	鈴 木 喜一郎 君
10 番	樋 下 周一郎 君		

### 欠席議員(1名)

7 番 伊 藤 正 子 君

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	染 谷 森 雄 君	副 町 長	田 神 文 明 君
教 育 長	千 葉 道 子 君	総 務 課 長	山 中 一 郎 君
まちづくり 戦略課長	田 口 啓 一 君	会計管理者兼 町民税務課長	山 下 仁 司 君
健康福祉課長	荒 井 富美子 君	生活安全課長	松 村 聖 市 君

都市建設課長	古 郡 健 司 君	産業課長兼 農業委員 事務局局長	笈 沼 光 行 君
教 育 次 長	猪 瀬 英 子 君	上下水道課長	大 関 千 章 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	江 森 薫	書 記	落 合 宏 紀
書 記	伊 藤 弘 美		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（鈴木喜一郎君）おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。
- 

◎会議成立の宣言

- 議長（鈴木喜一郎君）ただいまの出席議員は9名であります。  
定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
- 

◎諸般の報告

- 議長（鈴木喜一郎君）本日の傍聴人は、一人でございますので報告いたします。  
また、写真撮影のためまちづくり戦略課 金谷主査の入場を許可しております。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（鈴木喜一郎君）本日の日程は、議案第2号、議案第4号から議案第13号、議案第15号から議案第33号及び請願第1号をそれぞれ所管の委員会へ付託しておりましたので、各委員長から審査の結果の報告を求めます。
- 

◎委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（鈴木喜一郎君）それでは、各委員長から委員会の審査の経過と結果について報告を求めます。

最初に、総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長。

〔総務文教委員長 樋下周一郎君 登壇〕

- 総務文教委員長（樋下周一郎君）皆さん、おはようございます。  
10番議員の樋下でございます。  
総務文教委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、総務文教委員会へ付託されました議案の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月8日午後1時30分から委員5名出席のもと、議案説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等の出席を求め開催いたしました。

当委員会へ付託された案件は、議案第2号、議案第4号から議案第13号、議案第15号及び議案第20号から議案第23号までの各会計補正予算、請願第1号の17件であります。議案については、各担当課長から詳細なる説明を受け、慎重なる審査を行いました。

審査の結果については、議案第2号、議案第4号から議案第13号、議案第15号及び議案第20号から議案第23号及び請願第1号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものといたしました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査の経過と結果でございます。

どうか、議員の皆様には、当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、経済建設副委員長の報告を求めます。

経済建設副委員長。

〔経済建設副委員長 植竹美智雄君 登壇〕

○経済建設副委員長（植竹美智雄君）皆さん、おはようございます。

5番議員の植竹です。

経済建設委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、経済建設委員会へ付託されました議案等の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月8日午前10時から委員4名出席のもと、議案説明員として執行部から町長、副町長、担当課長等の出席を求め開催いたしました。

当委員会へ付託された案件は、議案第16号から議案第19号、議案第20号及び議案第24号から議案第26号までの各会計補正予算の8件であります。議案等については、各担当課長から詳細なる説明を受け、慎重なる審査を行いました。

審査の結果については、議案第16号から議案第19号、議案第20号及び議案第24号から議案第26号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものといたしました。

以上が、当委員会へ付託されました議案等の審査の経過と結果でございます。

どうか、議員各位におきましては、当委員会の決定どおり御賛同くださるようお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君）続いて、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

〔予算特別委員長 宇野進一君 登壇〕

○予算特別委員長（宇野進一君）皆さん、おはようございます。

8番議員の宇野です。

予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、予算特別委員会へ付託されました議案の審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月9日、10日、11日の3日間、委員8名出席のもと、また、議案説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等の出席を求め開催いたしました。

当委員会へ付託された案件は、議案第27号から議案第33号までの令和3年度各会計予算7件であります。

審査については、各担当課長から詳細なる説明を受け、慎重なる審査を行いました。

審査の結果については、議案第27号から議案第33号までは、全議案とも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものといたしました。

以上が、当委員会付託されました議案の審査の経過と結果でございます。

どうか、議員各位には、当委員会の決定どおり御賛同くださるようよろしくお願い申し上げます、報告といたします。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で、各委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

それでは、付託案件の採決をいたします。

初めに、議案第2号 五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第2号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 五霞町基金条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第4号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 五霞町福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第5号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 五霞町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第6号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 五霞町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第7号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 五霞町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第8号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第9号 五霞町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第9号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第10号 五霞町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第10号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第11号 五霞町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第11号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第12号 五霞町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第12号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 五霞町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第13号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 五霞町福祉センター「ひばりの里」の指定管理者の指定についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第15号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 五霞町多目的集会センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第16号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 町道の廃止についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 17 号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 18 号 町道路線の変更についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 18 号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 19 号 町道の認定についてを採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 20 号 令和 2 年度五霞町一般会計補正予算（第 11 号）から議案第 26 号 令和 2 年度五霞町水道事業会計補正予算（第 3 号）までを一括して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号から議案第 26 号までを一括して採決することに決しました。  
ここで、議案第 20 号から議案第 26 号までを一括して討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第 20 号から議案第 26 号までは、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 20 号から議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 27 号 令和 3 年度五霞町一般会計予算から議案第 33 号 令和 3 年度五霞町水道事業会計予算までを各議案ごとに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号から議案第 33 号までを各議案ごとに採決することに決しました。

ここで、議案第 27 号から議案第 33 号までを一括して討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

初めに、議案第 27 号 令和 3 年度五霞町一般会計予算を採決いたします。

議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 28 号 令和 3 年度五霞町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 29 号 令和 3 年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 29 号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 30 号 令和 3 年度五霞町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 30 号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 31 号 令和 3 年度五霞町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 31 号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 32 号 令和 3 年度五霞町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 32 号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 33 号 令和 3 年度五霞町水道事業会計予算を採決いたします。

議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、請願第 1 号 茨城県に対し、「新県道幸手-境線における交通安全施設と交通規則」を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）はい、江森議員。

○3番（江森美佐雄君）ありがとうございます。

先ほど、委員長の報告でありますけれども、私はこの請願に反対の意見を述べさせていただきます。

先日の総務文教委員会に委員会外委員として発言をする機会を得られましたことに感謝申し上げます。

主旨は、同じ内容になりますけれども、簡潔に反対意見を述べさせていただきます。

私は、提出されましたこの請願の文章の文意、これを精細に読み取りますと、この請願の理由の下段に書いてあります新県道開通に際して、しかるべき信号機の設置等と要望されております。この時期にこのようなことをされましても、私はこの文意は、開通の時には、既に信号機等が設置されていることというふうに、この文章を解釈しております。

そのようなことから、この時期にこのようなものを提出されても、私は実現できない。実現できないことは、議員として、議会として、それを明らかにすることが責任のとり方だというふうに認識をしております。

以上のようなことから、この請願に反対するものであります。

前回、委員会で申し上げましたけれども、一言付け加えるならば、このような文章ではなくて、期限を切らずにできるだけ速やかに信号機の設置、その他の交通規制等、そのようなものをやっただくというような要望であれば、私は受け入れることは可能であると。この文書のままでは、この請願に反対せざるを得ない。

以上でございます。

○議長（鈴木喜一郎君）ほかに討論はございませんか。

はい、黛議員。

○2番（黛 丈夫君）先ほどの江森議員の御指摘につきまして、確か委員会の最後のほうで、委員の方に集まっていたいて、この文意についての確認をさせていただいて、これは意見書の案でございます、一応、新県道の開通に際しという文言につきましては、これは削除しても問題ないということで決まったと思います。そういう受け入れる方もあったので、一応その辺のお話のことだけ付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木喜一郎君）ほかに討論ございませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

請願第1号は、委員長の報告のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立多数です。

着席願います。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採決することに決しました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時35分

○議長（鈴木喜一郎君）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### ◎追加議事

○議長（鈴木喜一郎君）お諮りいたします。

会議規則第21条の規定により、議事日程を追加し議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

それでは、事務局より配付させます。

〔追加議案配付〕

○議長（鈴木喜一郎君）追加議案につきましては、先ほど開催した議会運営委員会において、運営等について協議されておりますので御報告を申し上げます。

---

#### ◎意見書第1号の上程、説明、採決

○議長（鈴木喜一郎君）それでは、意見書第1号を議題といたします。

本案の提出者であります樋下周一郎君から提案理由の説明を求めます。

はい、樋下議員。

〔10番 樋下周一郎君 登壇〕

○10番（樋下周一郎君）10番議員の樋下でございます。

意見書第1号 「新県道幸手-境線における交通安全施設と交通規制」を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

意見書で述べていますように、原宿台地内における新県道の主要交差点では、児童が通学路として利用しているほか、周辺住民が頻繁に横断しています。

新県道が開通することで、交通量の急変や大型車両の増加が予想され、信号機の設置がさ

れなければ、住民の生命が危険にさらされる恐れがあります。

また、原宿台地内だけでなく、土与部や元栗橋地内の住民にとりましても、生活道路として日常的に利用しており、周辺住民の安全を考えれば、信号機の設置は大変重要なことだと考えます。

以上のことから、速やかに信号機の設置及び速度制限、追い越し禁止規制を強く求め、あわせて規制標識道路標示の設置も要請いたします。

どうか議員の皆様におかれましては、意見書案につきまして十分な御理解を賜り、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜一郎君）以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木喜一郎君）御異議なしと認めます。

よって、本案は直ちに採決することに決しました。

意見書第1号を採決いたします。

意見書第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木喜一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の会議に付された議案はすべて終了いたしました。

---

### ◎議長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）ここで、令和3年第1回五霞町議会定例会の閉会に当たり一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、14日間の会期にわたり、提案されました教育委員会委員の任命同意をはじめ、各条例の一部改正、さらには令和2年度各会計補正予算等、多数の重要議案について慎重に審議されました。

次に、本定例会では、令和3年度各会計予算の審議について予算特別委員会が設置され、議員各位の御協力により運営が円滑に進行され、本日、全議案を議了し閉会することができましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

執行部におかれましては、本定例会において各議員から出されました意見・要望等を十分に尊重し、町政に反映されますようお願いするものであります。

最後になりましたが、会期中における議員、執行部各位の御協力に対しまして厚くお礼を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

---

### ◎町長挨拶

○議長（鈴木喜一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

はい、町長。

○町長（染谷森雄君）令和3年第1回定例議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を述べさせていただきます。

今回の定例会に執行部より36件の案件の審議を御提案させていただきました。特に、今議会では、令和3年度の一般会計予算をはじめ、特別会計等々7会計の予算の審査を、特別委員会を設置されて慎重なる審査をいただきまして、また、それと各委員会での審査、合計36件の案件。ただいま、全議案とも原案のとおり議決をいただきましたことに対して、心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、この議会運営におきましても、ウイルス感染症対策のため、一般質問等の時間の短縮をはじめ、各委員会審議の効率化に努めていただきましたことに対し、改めて感謝を申し上げます。

そして、会期中に出されました議員の皆様からの御意見、御要望につきましては、今後の事業の中でしっかりと事業推進のために生かしてまいりたいと考えているところでございます。

令和3年度の予算も決定され、順調にスタートすることができるわけですが、やはり、今、コロナ禍の中で、なかなか先行きが見えない状況でございます。どうしても、事業のほうもコロナ対策、そして、これから始まりますワクチン接種。これらを最優先事業として取り組んでいかなければならないと思っております。

ただ、私の施政方針の中で述べさせていただきましたが、各事業ともですね、一つ一つを令和3年度も着実に実行に移していくこと。これが新たな五霞町をつくることができると確信をしているところでございます。

そういう中で、ちょうど2年目となりますが、町の将来像である第6次総合計画。これを着実に実施していくわけですが、もう1点ですね、時間がありますので、お話をさせていただきますが、このSDGsの取り組み。

実は、きのう、県庁におきまして、この研究会が開催されました。各大学の先生、常盤大学、茨城大学、法政大学。そして、県内の企業でISOを取り入れている企業の優良企業の各会社の社長さん方。それから、金融機関の関係の皆さん。私は、市町村を代表してきのうは参加をさせていただいて、いろいろな意見を述べさせていただいたのですが、持続可能な開発目標。御承知のように、2030年までによりよい世界を目指すための国際目標でございます。

ます。国連で、189カ国によって採択をされまして、その目標が17。御承知のように、私、バッジをつけているのがそうなんです、今、つけている人が多くなっていると思うのですが、この17の大きな目標。そして、それを達成するためには169のターゲットですね。具体的な目標。これを掲げて、そして、この地球上で誰一人取り残さないこと。これをコンセプトに掲げて、この事業に取り組みます。

日本が目指すのが3本柱あるのですが、一つはビジネスとイノベーション。科学技術をSDGsとどう連動させていくか。それから、SDGsを原動力として進めているICT分野の開発、地方創生事業、国土強靱化計画、それから、環境にやさしいまちづくり等々ですね。今、各自治体が進めている事業と大体連動するのですが、これらをどう取り組んでいくか。それから、もう一つの柱が、若い世代の女性に対する支援。これらをどう取り組んでいくか。これを日本が3本柱で掲げております。

これらをですね、ことしの令和3年度の施政方針の中でも述べさせていただきましたが、五霞町も第6次総合計画の中の一番後ろを見てもらうとわかるのですが、今進めている事業でSDGsとどう関連して五霞町の事業が進んでいるのか。これらもチェックをしております。

ただ、これからは、やはり10年後、20年後を目指して、これら人材の育成も当然必要になってきますので、きのうも、それらの支援、指導を私のほうから県のほうに要望もさせていただきました。

そういう中で、このSDGsという新たな開発目標。2030年というのも、あと9年なんです。9年で方向性を全世界が出さないと。この前、NHKスペシャルでやっていましたが、人類が崩壊してしまう。それぐらい世界が一つになって取り組んでいこうという事業でございますので、当然、本町も、これには積極的に取り組んでまいりたいと。

今までの事業をいかにこの中に連動させていくかということですね。今度は、それらのいろいろなソフトができるそうですから、これらも含めて今後進めてまいりたいと思いますので、どうかこの両方の事業をともに推進させていくということで、議員の皆さん方にも、ぜひしっかりこれらも含めて御検討いただきますようによろしくお願いを申し上げたいと思います。

そのためにも、役場職員、また更なる努力を重ねてまいりますので、議員各位におかれましても、引き続き御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきますと思います。

大変どうも御苦勞さまでございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木喜一郎君） これをもちまして、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員